

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(受験資格)</p> <p>第二条 法第八十二条第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四條第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者</p> <p>六 八 (略)</p> <p>(受験資格)</p> <p>第十一条 法第八十三条第二項において準用する法第八十二条第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 建築士法第四條第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者</p> <p>八 十一 (略)</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第二条 法第八十二条第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十二條の一級建築士試験に合格した者(以下「一級建築士試験合格者」という)。</p> <p>六 八 (略)</p> <p>(受験資格)</p> <p>第十一条 法第八十三条第二項において準用する法第八十二条第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 一級建築士試験合格者</p> <p>八 十一 (略)</p>